

審 議 結 果 速 報

(令和6年3月22日)

陳情6年危機管理第3号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和6年2月定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－3 (R6.2.16)	危機管理	能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策指針」及び「地域防災計画・広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情	不 採 択 (R6.3.22)

▶陳情事項

- 1 原子力規制委員会に対して、能登半島地震を踏まえ、「原子力災害対策指針」の見直しを行うことを求めること。
- 2 今回の能登半島地震を受けて、鳥取県として「地域防災計画」及び「広域住民避難計画」の必要な改訂を行うこと。
- 3 上記1・2と関連して、当面、自然災害や原発事故への県民の不安を解消するために、島根原発2号機の「再稼働への了解」を一旦撤回すること。

▶所管委員長報告（R6.3.22 本会議）会議録暫定版

原子力規制委員会として、このたびの能登半島地震を踏まえても、原子力災害対策指針の複合災害への対応と防護措置の考え方については引き続き有効であるとしており、一方で、指針に定められている屋内退避を最も効果的に運用することについて指針の見直しに向けた検討を行うこととされていること。

なお、このたび被災した北陸電力志賀原子力発電所は、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査が行われている段階であるが、被災してもなお外部電源機能が確保され燃料の安定的冷却状態を維持している状況であること。

本県においては、このたびの震災を教訓として地域防災計画及び広域住民避難計画の改正を予定しているほか、同計画の実効性向上に向けて原子力防災訓練の実施やモニタリング環境整備等に取り組んでいること。

また、島根原発2号機の再稼働に向けて中国電力が示した「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」に対して、県は令和4年3月の回答の中で安全を第一義として7項目の付帯条件を付しており、今般の陳情の願意はこの付帯条件に内包されると考えられること。

以上から、本件陳情について改めて措置を求めるまでもないため、「不採択」が妥当であるという結論に至りました。

▶陳情理由

本年1月1日、能登半島大地震が発生し、能登半島一帯においては多数の死者や行方不明者、負傷者、避難生活者が発生するなど、未曾有の被害が起こっている。

石川県羽咋郡志賀町においては、北陸電力志賀原子力発電所（以下「志賀原発」という。）から9km離れた地点で震度7、加速度2,826ガルを記録している。志賀原発では震度5強の観測、加速度が、一部で想定をわずかに上回っていたことが分かっている。原子力規制庁によると、「想定を上回ったのは1、2号機の基礎部分で観測された、東西方向の0.47秒周期の揺れ。大きさを示す加速度（ガル）は、1号機が957ガル（想定は918ガル）、2号機は871ガル（同846ガル）だった」としている。また、地震に加えて3mの津波の襲来を受けた。

同原発が運転停止中であったことは幸いだったが、2系統の外部電源を喪失、非常用発電機の故障、電源変圧器の油漏れの故障、使用済核燃料プールの水の飛散、地盤沈下等が発生した。特に、外部電源喪失は、原発の冷却機能喪失につながりかねない重大な事故となり、地震の影響を無視することはできない。

そして、志賀原発外部に設置されているモニタリングポスト18箇所が使用不可能の状態に陥ったことは、原発事故の際、避難指示などの防護措置や飲食物の摂取制限を出すことが困難となるなどの問題を露呈した。

今回の地震について、原子力規制委員会の会合において、能登半島北部に連なる細切れの活断層が、およそ150km以上にわたって連動したとされている。このことを北陸電力は想定することができていなかった。これは、活断層評価及び連動評価のあり方に対する信頼を失墜させた。

また、鈴木康弘日本活断層学会会長（名古屋大学教授）は、能登半島地震は震源となった断層の他におよそ20km離れた内陸の断層もほぼ同時に動いていたことが分かったとし、「今まで前例がほとんどない」、「新しい発見」と述べている（令和6年1月25日テレビ朝日）。今後も新知見が発表される可能性が出てきている。

このことを踏まえると、中国電力は、宍道断層と鳥取西部沖断層との距離は6kmとし連動を否定しているが、今回の地震から、断層の連動の不安は強くなったと言える。

さらに、この度の地震によって、能登半島西側道路は通行止め等で、集落が孤立し避難・救援ができないという状況が何日間も続いた。島根原子力発電所（以下「島根原発」という。）近傍の「宍道断層」による地震が発生した際にも、同様の事態が生じることは十分に考えられる。鳥取県でも「地域防災計画・震災対策編」で予測しているように、宍道断層が動いた場合の境港市の被害は、「液状化危険度が極めて高い」地域が82.5%、建物被害は全壊数約2,700棟・半壊数約9,700棟・一部損壊数約7,700棟、「境港市・米子市等で地盤の液状化等で市街地の幹線道路が通行困難となる。」と想定されている。

そして原発で重大事故が起きれば、屋内にとどまって被ばくを避けるといった国の指針にもかかわらず、屋内退避が不可能なことが今回の地震で明確になった。加えて、避難が物理的に困難な状況になることも示した。原発事故と地震災害という複合災害発生時の「避難計画」が機能しないことは明確である。

原子力規制委員会は、令和6年1月17日、「原子力災害対策指針」の見直しの検討を決定した（同月18日朝日新聞）。この見直しが行われれば、鳥取県も「地域防災計画」及び「広域住民避難計画」の改訂を行う必要が生まれてくる。この間、私たち県民は原発事故の不安を抱えながら生活することとなる。

したがって、令和4年3月25日に中国電力に発出した「再稼働への了解」を一旦撤回し、留保すべきと考える。

この度の能登半島地震の教訓は、島根原発2号機を動かそうとすることへの、強い警告と受け止め、上記のことを緊急に求める。

▶提 出 者

憲法擁護・平和・人権フォーラム鳥取県
原水爆禁止鳥取県民会議

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理部（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 島根原発2号機は、地震・津波などの複数要因による安全機能の喪失防止等、福島第一原発事故を教訓に大幅に強化された新規制基準への適合（原子炉設置変更許可）について、令和3年9月15日に原子力規制委員会から認められており、審査では、宍道断層と鳥取沖西部断層との連動性について厳格な審査が行われ、2つの断層が連動しないと評価されている。
- 2 志賀原発は現在、新規制基準への適合にかかる審査中であるが、能登半島において地震の揺れの強さが過去最大であったものの、こうした状況下でも燃料の冷却や外部電源などの機能を確保し、安定的に冷却状態を維持している。今後、原子力規制委員会より原子力規制検査及び新規制基準適合性審査において安定的な冷却状態の確保などについても確認される。
- 3 モニタリング体制については、志賀原発周辺のモニタリングポスト116局のうち、敷地外の18局が主に通信の不具合により一時的に欠測したが、速やかに欠測箇所への可搬型モニタリングポスト設置や航空機モニタリングの待機などの措置が講じられたところ。今後、原子力規制委員会より通信の信頼性の向上及び放射線モニタリングの多様化が全国の原発に対して図られる。
- 4 原子力規制委員会では、能登半島地震を受け、屋内退避の効果的な運用について、原子力災害対策指針の見直しを行うこととしている。
- 5 能登半島地震で新たな知見が得られた場合、知見に基づき行われる新たな規制は、既存の施設に適用（バックフィット）される。

【県の取組状況】

- 1 島根原発2号機については、県議会や県原子力防災顧問等の意見を踏まえ、令和4年3月25日に県と米子市、境港市の連名により、安全対策にかかる手続きを進めることについて、安全を第一義として条件付きで了解したものであり、今後の再稼働については、後段規制の中で中国電力から報告を受けながら、必要な安全に関する意見を提出することとしている。
- 2 本県では国の防災基本計画に基づき、地域防災計画及び広域住民避難計画において、地震等の複合災害時の対応を規定しており、これまでも複合災害を想定した原子力防災訓練を実施し、訓練で得られた教訓を計画に反映するPDCAサイクルを回すことによって計画の実効性を高めてきたところ。
- 3 本県のUPZ内において、モニタリングポストを13局（固定局2局、可搬局11局）設置し常時監視を行っている。バックアップ回線には災害に強い衛星回線を使用しており、その他可搬型モニタリングポストやモニタリング車を補完整備している。
- 4 国による原子力災害対策指針の見直しの議論も注視し、県原子力安全顧問等の意見も伺いながら、引き続き地域防災計画及び広域住民避難計画の実効性向上に取り組んでいくこととしている。